## 表10 特定粉じん発生施設と規制基準

施設名	規模(以上)	規制基準
解綿用機械	原動機定格出	
	力	10本/ℓ
	3.7kW	Onto L. L. M. S.
		(測定方法)
准合機 		平成元年12月27日付環境庁告示第93号による測定方法
紡績用機械		
Lara blerů 4-66	百私松之牧山	
<b>切断機</b>		
研磨機		
打出田株本		
97月17日7茂71以		
破砕機及び摩砕		
機		
プレス		
のものに限る。)		
穿孔機		
1 1 1	解綿用機械 混合機 混合機 切断機 	解綿用機械 原動機定格出力 3.7kW 混合機 原動機定格出力 2.2kW 研磨機 切削用機械 でを砕機 では、

- 注) 1 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限る。
  - 2 湿式のもの及び密閉式のものを除く。